

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」

第7回専門アドバイザー委員会

1. 日時・場所

平成30年9月21日（金）10:00～11:30

都庁第二本庁舎 31階特別会議室 27

2. 出席者

別紙出席者名簿のとおり

3. 議題

- (1) パブリックコメントについて
- (2) 概成道路における拡幅整備の有効性の検証
- (3) 交差部の交差方式等の検証
- (4) 計画重複等に関する検証
- (5) 地域的な道路に関する検証
- (6) その他

4. 配布資料

議事次第

パブリックコメントについて

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」策定に向けた考え方

(第7回検討会資料)

5. 議事録（質疑）

[委員長冒頭挨拶]

岸井委員長

第7回目のアドバイザー委員会を開催させていただきたいと思います。5月下旬に前回の委員会を開催させていただき、その後、中間のまとめを公表し、ご意見等を募集しました。本日はその概略結果と、それらを踏まえた上で全体のまとめに向けた議論を進めていきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議事次第に従い、事務局より資料の説明をしていただき、その後意見交換をお願いしたいと思います。

[事務局より資料説明]

岸井委員長

まずは確認となりますが、最終的な基本方針とその前段の基本方針の案には、検証結果である個別路線とその方針が示されるという認識でよろしいでしょうか。また、基本方針の策定後は、順次、都市計画変更の手続きを進めていくということよろしいでしょうか。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

委員長のご説明のとおり、最終的な基本方針とその前段の基本方針の案には検証結果である個別路線とその方針を示す予定です。なお、アウトプットのイメージとしては、検討対象の内、都市計画変更を行う方針となった路線を示していく予定です。また、基本方針策定後は、必要に応じて、都市計画変更の手続きに向けた作業を順次進めていく予定です。ただし、隅切りの検証については、未完成の隅切りが非常に多く、対象箇所及び評価方法の確定にはまだ時間を要することから、本日の資料には記載していません。今後、対象箇所及び評価方法が整理でき次第、委員会に諮っていきたいと考えています。

岸井委員長

本検討の対象は、本日の資料に示されているとおり、整備方針（第四次事業化計画）において必要性が確認された路線の内、優先整備路線等として選定しなかった未着手の都市計画道路であり、国道や事業中の路線は対象外とされています。対象延長約 545km の内、概成道路が約 240 km、現道無道路が約 300 km という内訳になっています。これらについては、中間のまとめで示した内容と同様ということになります。

今後のスケジュールを踏まえると次回の委員会では、個別路線とその方針が示される基本方針の案が諮られることとなります。そのため、本日は中間のまとめの内容も含めたこれまでの議論や考え方について再確認をしていただき、ご意見をいただきたいと思います。また、今後の作業について、アドバイスなどがあればぜひこの場でご意見をいただきたいと思います。その上で都及び区市町の方々に個別路線に関する検討や意見交換を進めていただくこととなります。

いかがでしょうか。

目黒委員

パブリックコメントで寄せられた主なご意見を読ませていただくと、例えば、「現状の利用状況を十分踏まえ、計画を精査しているのか」や「社会状況や人口、技術、公共交通の扱い、自転車の利用といった時代の変化にどう対応するのか」、「コストを含めた実現性の検証を行わないのか」といったような趣旨のご意見や疑問が目にとまりました。このようなご意見や疑問に対しては、今後どのような対応をされるのでしょうか。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

ご意見等をいただきありがとうございます。パブリックコメントでいただいた多数のご意見やご提案に対しては、取りまとめができ次第、都及び区市町の方々と協働で回答を作成し、事前に委員の方々にもお伝えした上で公表していく予定です。

岸井委員長

他にはいかがでしょうか。

堀江委員

今後、都市計画道路の検証を進めていく上で、多くの利害関係のある方々とも調整をしていくことになると思います。その上で、パブリックコメントという方法は貴重なコミュニケーションの機会となりますので、今後の検証を円滑に進めていくためにも、丁寧な回答というものをお願いしたいと思います。

次に都市計画公園等との重複についてです。今回、新たに示された計画の重複に関する考え方の3つの分類の内、①都市計画道路を変更する箇所については特段問題ありませんが、②都市計画公園等を変更する箇所について確認をさせてください。検証するにあたり、公園の機能の確保を前提とするとしていますが、機能を定量的に評価することは非常に難しく、計画面積が減ることについて慎重に検討していただく必要があると思います。特に、パブリックコメントによるご意見にもありましたが、生物多様性や景観といった観点も大切であり、例えば代替措置として離れた位置に減少する計画面積に相当する公園や緑地等を確保する場合であっても、それらの観点に配慮する必要があると思います。ぜひとも、緑を大切にするという姿勢を資料にも示していただきたいと思います。もう一つの③今後調整が必要な箇所については、史跡や名勝、鉄道、調節池のみが資料に示されていますが、これら以外にも生物多様性や景観、地下水を含めた水循環など、考慮すべき観点がいくつかあるように思います。また、計画が重複する部分に対しての代替措置に関しては、橋のような立体横断施設の他にも道路の位置を下げる掘割形式など、様々な技術的な手法があると思いますので、公園としての一体感や利用面、生物多様性、景観の面などを損なわないように配慮していただきたいと思います。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

パブリックコメントでいただき貴重なご意見やご提案に対しては、丁寧な対応を心掛けていきたいと思っています。

都市計画公園等との重複については、堀江委員からのご指摘と同様に、都としても緑を重要な都市施設と捉えており、緑が減ることの影響は非常に大きいと考えています。そのため、②都市計画公園等を変更する箇所については、計画が重複する道路部分の緑を単純に減らすのではなく、都市計画区域マスタープランや緑の基本計画等の上位計画との整合を図るとともに、公園に必要な機能の確保を前提として、公園の都市計画変更を行ってい

きたいと考えています。③今後調整が必要な箇所については、本検討の対象に該当する項目として史跡と名勝、鉄道、調節池を記載しています。

なお、本検討の対象となる計画が重複する箇所には、実際に公園として整備されている開園部分よりも、公園としては整備されておらず、計画のみかけられている未開園部分が多い状況となっています。

堀江委員

以上のような観点に十分配慮した上で検証を行っていることが、一般の方々にもしっかりと伝わるように心掛けて作業を進めていただければと思います。

岸井委員長

確認となりますが、計画の重複については、最終的な基本方針とその前段の基本方針の案において、個別箇所ごとに3つの分類の内どれに該当するかが示されるという認識でよろしいでしょうか。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

計画の重複については、委員長のご説明のとおり、最終的な基本方針とその前段の基本方針の案において、個別箇所ごとに3つの分類の内どれに該当するかという方向性を示すにとどめ、実際の都市計画変更に関しては、どちらかの事業化の際に具体的に調整した上で手続きを行うこととなります。

兵藤委員

立体交差の検証について再確認させていただきます。本検証では、都市間を連絡するなど主要な交通機能を担う4車線以上の幹線道路及び国道を都市間連携に資する幹線道路と定義し、この幹線道路に該当する立体交差計画を存続と評価することとしています。ここで、中央環状線内側については、この役割を都市高速道路が既に担っているため、国道のみをこの幹線道路と位置付けているという認識でよろしいでしょうか。また、立体交差の検証フローの中で、「平面交差点では、円滑な交通処理ができない可能性がある」という項目については、どのようにその可能性の有無を判断するのでしょうか。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

本検証において定義した都市間連携に資する幹線道路について、中央環状線内側は、兵藤委員のご説明のとおり、円滑な交通の確保及び速達性の向上といった立体交差化の機能を都市高速道路が既に担っているため、国道のみをこの幹線道路として位置付けています。また、平面交差点で円滑な交通処理ができない可能性があるか否かについては、周辺のネットワークの整備状況や、現状における交通処理の状況等を基に個別に判断します。

岸井委員長

本検討の対象に国道は含まれていないと認識していますが、立体交差の検証における国道はどのように取扱うのでしょうか。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

立体交差計画の中には、都道と国道の交差部に計画されているものもあり、その内、都道側に計画されている箇所を検証対象としています。

岸井委員長

他にはいかがでしょう。

植村委員

立体交差に関して、これまでの観点とは異なりますが、整備されたアンダー形式の立体交差箇所が大雨時に冠水し通行止めになるケースも実際に見受けられることから、例えば周辺の地盤状況といった交通以外の観点から計画の要否を検証することも重要であると思います。このような観点は検証フローにおける「地形、鉄道等他の施設との関連等から立体交差化が必要な箇所」で考慮されるのかもしれませんが、今後も発生が予想される水害に対して配慮していただければと思います。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

植村委員のご指摘の観点もあろうかとは思いますが、構造形式がオーバー形式なのかアンダー形式なのかについては、様々な状況を踏まえ、事業を実施する段階で検討していくこととなります。

竹内委員

基本的な検討の考え方については、特に異論ありませんが、最終的な取りまとめに向けて、資料における説明や色使い、イラストの表現等、いかに分かりやすく取りまとめ、一般の方々に理解してもらえるかといった点に十分配慮していただきたいと思います。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

基本方針の策定に向けて、一般の方々にとって分かりやすい説明や表現となるように留意していききたいと思います。

中村委員

パブリックコメントで寄せられたご意見にお答えするという意味でも、最終的な基本方

針には、検討の視点や対象といった実務的な説明に加え、本検討の背景や価値観、どういった問題意識の基に検討をしているのかについて、十分示していただきたいと思ひます。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

中間まとめの冒頭にも基本的な考え方等を示してはありますが、今回いただいたご意見等を踏まえ、最終的な基本方針の中でも、しっかり整理した上で記載していきたくて思ひます。

岸井委員長

他にはいかがでしょう。

目黒委員

本検討とは、直接関係ありませんが、私自身の専門的見地から意見させていただきます。現在、2040年代までを見据えて議論しているわけですが、これくらいまでの時期を対象とすると、発生して欲しくはないですが、首都直下地震が起ってしまう可能性もあります。大震災の後に、現在の計画に則って、肅々と従前と同じように都市計画道路の整備を行うことにはならないと思ひます。都道だけの問題ではありませんので、国との様々な調整も必要と思ひますが、東京を含めた首都圏の道路のあるべき姿を、別途、どこかでは検討しておくべきだと思ひます。それがあって初めて、大きな災害があった時に、その機会を活用して、道路を含めた首都圏の問題が解決できると思ひます。こういった観点の重要性についても、報告書の中にはぜひ触れていただきたいと思ひます。

岸井委員長

今後に向けた課題については、自転車道の取扱いや自転車ネットワークに関する計画との整合など、いくつかあるように思ひますので、留意していただければと思ひます。

もう1点確認となりますが、立体交差や交差点拡幅部、支線、橋詰については、事業化時に検証を行うというアウトプットがあり、これについては事業化の時期が遅くなる可能性もあると思ひます。今後、このような路線については、いつ検証をしていくのか議論していただくとよいと思ひます。

他にはいかがでしょうか。

ご意見等がないようでしたら、以上の議論を踏まえ、基本方針の案の作成に向けて、都及び区市町の方々には個別路線に関する検討や意見交換を進めていただきたいと思ひます。

以上で第7回目の委員会を閉会したいと思ひます。

[事務局より事務連絡]

以上

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」

第7回専門アドバイザー委員会 委員 出席者名簿

所属	氏名	備考
【委員長】 日本大学理工学部土木工学科 特任教授	岸 井 隆 幸	
LM法律事務所 弁護士	植 村 京 子	
埼玉大学大学院理工学研究科 教授	久保田 尚	(欠席)
東京女子大学現代教養学部 教授	竹 内 健 蔵	
東京大学大学院工学系研究科 教授	中 井 祐	(欠席)
日本大学理工学部土木工学科 教授	中 村 英 夫	
東京海洋大学海洋工学部 教授	兵 藤 哲 朗	
佛教大学社会学部 准教授	堀 江 典 子	
東京大学生産技術研究所 教授	目 黒 公 郎	

(五十音順、敬称略)

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」

第7回専門アドバイザー委員会 東京都 出席者名簿

所 属		備 考
政策企画局	調整部 技術政策担当課長	(代理)
都市整備局	総務部 企画担当課長	(代理)
	都市づくり政策部 政策調整担当課長 都市計画課長 土地利用計画課長 緑地景観課長	
	都市基盤部 都市基盤部長【座長】 交通計画調整担当課長 街路計画課長 外かく環状道路担当課長 街路計画調整担当課長	
	市街地整備部 企画課長 防災都市づくり課長	(欠席)
	市街地建築部 建築企画課長	(欠席)
	建設局	道路管理部 路政課長 保全課長 安全施設課長 調整担当課長
	道路建設部 計画課長 事業化調整専門課長	(代理)
	公園緑地部 計画課長	(代理)
港湾局	港湾整備部 計画課長	

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」

第7回専門アドバイザー委員会 区市町 出席者名簿

所 属		備 考
千代田区	環境まちづくり部 景観・都市計画課長	(代理)
中央区	環境土木部 環境政策課長	(代理)
港区	街づくり支援部 土木課長	(代理)
新宿区	都市計画部 都市計画課長	(代理)
文京区	都市計画部 都市計画課長	(代理)
台東区	都市づくり部参事 (都市計画課長事務取扱)	(代理)
墨田区	都市計画部 都市計画課長	
江東区	土木部 道路課長	(代理)
品川区	都市環境部 都市計画課長	
目黒区	都市整備部 都市計画課長	(代理)
大田区	まちづくり推進部 まちづくり計画調整担当課長	(代理)
世田谷区	道路・交通政策部 道路計画課長	
渋谷区	土木部 街路・用地担当課長	(代理)
中野区	都市基盤部 都市計画分野副参事	(代理)
杉並区	都市整備部 土木計画課長	(代理)
豊島区	都市整備部 都市計画課長	(代理)
北区	まちづくり部 都市計画課長	(代理)
荒川区	防災都市づくり部 都市計画課長	(代理)
板橋区	都市整備部 都市計画課長	(代理)
練馬区	都市整備部 交通企画課長	(代理)
足立区	都市建設部 企画調整課長	(代理)
葛飾区	都市整備部 街づくり計画担当課長	
江戸川区	土木部 計画調整課長	

所 属		備 考
八王子市	都市計画部 交通企画課長	(代理)
立川市	まちづくり部 都市計画課長	
武蔵野市	都市整備部参事 (まちづくり調整担当)	(代理)
三鷹市	広域まちづくり等担当部長・まちづくり推進課長事務取扱	(代理)
青梅市	都市整備部 土木課長	(代理)
府中市	都市整備部 計画課長	(代理)
昭島市	都市計画部 都市計画課長	(代理)
調布市	都市整備部 街づくり事業課長	
町田市	道路部 道路政策課長	(代理)
小金井市	都市整備部 都市計画課長	(代理)
小平市	都市開発部 都市計画道路担当課長	
日野市	まちづくり部 都市計画課長	(欠席)
東村山市	まちづくり部 都市計画課長	
国分寺市	まちづくり部 まちづくり計画課長	(代理)
国立市	都市整備部 都市計画課長	
福生市	都市建設部 まちづくり計画課長	
狛江市	都市建設部 まちづくり推進課長	(代理)
東大和市	都市建設部 都市計画課長	(代理)
清瀬市	都市整備部 まちづくり課長	(欠席)
東久留米市	都市建設部 道路計画課長	(代理)
武蔵村山市	都市整備部 都市計画課長	(代理)
多摩市	都市整備部 都市計画課長	(代理)
稲城市	都市建設部 都市計画課長	
羽村市	都市建設部 都市計画課長	
あきる野市	都市整備部 建設課長	
西東京市	都市整備部 都市計画課長	(代理)
瑞穂町	都市整備部 都市計画課長	(欠席)
日の出町	まちづくり課長	(欠席)

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」

第7回専門アドバイザー委員会 オブザーバー 出席者名簿

所 属		備 考
国土交通省 関東地方整備局	東京国道事務所 計画課長	(代理)
	相武国道事務所 計画課長	(代理)
	川崎国道事務所 計画課長	